

- ■第4次再審請求人の母 故小野貞さんの本 が出版されました!
 - ◆詳しい紹介は5ページに

更新」

第3次請求

横浜地裁

「再審開始」 を決定

検察側は東京髙裁に即時抗告

第4次請求は 事件の全容解明と 無実を求めて なお正面から 「再審」をめざします

7月4日に集会

- 会場は岩波セミナールーム (東京・神保町)
- ◆詳しくは最終ページに

 \bar{o}

削が

開か

れたのですから、

大

わたり門前払いを受けてきた再

第1次再審請求から17

年、

2

度

きな喜びには違いありません。

かし今回

0

地

裁決定で、

ť

〈再審=実質裁判のや

'n 必

直 ず

というの

は、

今回

の決定が、

有

になるとは限りません。

さる4 『求に対 Ų 新聞各紙 横 浜地裁 は は 1 再 面 次

貞 15 貝 横 浜 事 件第 3

である治安維持法は実質的に失効

受け入れた時点で、

思想弹圧

法

規

再審請 で大きく報道しました。 審開始」を決定、

2003. 5. 22 [事務局] 〒 101-0064 猿楽町 1-4-8 松村ビル401

です。 \hat{o} 誤りを認めたも 原判決を下 した裁判その のではない ŧ か \mathcal{O}

以下、次ページ下段

東京都千代田区 TEL03-3291-8066

No.47

FAX03-3291-8066

敗

戦

(ポツダム宣

匹

五.

(昭和20)

年8 渡

月

14

日 判

 \mathcal{O}

目

本

原判決を言

した裁

は

九

ぐ後に行われたのですが、

H

本

0 す

民主化」を条件とする同

宣

一言を

引き続き会員になって下さい (個人) がまだ 2000円、 の 方 は (団体) 年 ぜ 5 Ō ひ 0 0 円

同封の振替用紙 会費は年間

最寄りの郵便局からお振り込み下さ

 ϕ です。 京新 定の内容です。 が よる裁判も 終了となる可能性があります。 法により しており、 あ 免訴とは、 指 そのことを、 実質審理に入らぬ র্ 聞 摘していました。 だから再 も解説で次 というの 「免訴」 その失効した治維 無効、 裁判打 4 月 17 審開 を言い その が今 ち Ø まま、 始となっ ため 虭 ように率 口 日 付の ŋ 渡 0) のこと 地 j 旧 免 理 裁 刑 法 「東 訴 7 直 由 訴

治

安 維 持

法

တ 第 1 条 10 条

解説

幻 の「泊会議」とともに崩壊する確定判 と 「泊会 決

横 Ш 裕之

第4次再審請求弁護団

その条文を確認します。 第10条が適用されていますので、 では治安維持法第1条後段および 上がってきます。まず、確定判決 すると、疑問点や矛盾点が浮かび の予審終結決定と確定判決を対比 浜裁判における小野康人さん

社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為 期若ハ七年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ ヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者 処ス」となっており、第10条は「私 シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ 知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結 任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無 又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル 第1条は「国体ヲ変革スルコト

と判断しています。

野さんの遺族に請求人として立

支援する会とで相談し、小

遂行の為にする行為」に該当する

た犯罪事実が

「結社」の

「目的

0

藤信子さんです。第1次請求が最

造』編集者)

の遺児、小野新一、斎

高裁で棄却された後、

原告団、

[と弁

うに故小野康人氏 (事件当時『改

有罪とした確定判決では、認定し とは明白です。そして小野さんを 当時の日本共産党を指しているこ 提としています。この が、いずれも「結社」の存在を前 的とするという違いはあります 有財産制度を否認すること」を目 と」を目的とし、第10条では 結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ 禁錮ニ処ス」となっています。 為シタル者ハ十年以下ノ懲役又 ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若 トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情 有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的 第1条では「国体を変革するこ 「結社」が 私

> ない」 ポツダム宣言前に有罪判決を受け 釈然としない人もいるだろうし、 りを意味するに過ぎない免訴だ。 てしては名誉回復の機会は得られ た人は、今度の決定の論理をもっ 冤罪を訴えてきた関係者の中には 想される再審判決は、裁判打ち切 「法律の失効は無罪を意味せず、予イユィーシゥゥゥッキン

審開始」 ことをめざした再審請求です。 暴露するとともに無罪を勝ちとる やり直し、 しょうか。これはあくまで裁判の 第4次は、 3次請求に対するものでした。 諾による治安維持法の失効を「再 ▼今回の決定は、ポツダム宣言受 第4次の請求人は、ご承知のよ では、私たちが取り組んでいる の理由として主張した第 権力犯罪のからくりを 何を求めているの で

> 二つがそろって残存していたから 跡的に「予審終結決定」と「判決」の てもらったのは、 小野さんには奇

件資料の不存在」を最大の理 滅したにもかかわらず、その「一 自ら横浜事件関係の資料を焼却湮 による責任追及を恐れた裁判所は 棄却」したからです。 というの 敗戦前 後 占領

で棄却に終わりました。 たが、これも裁判所特有の形式 う判断しての第2次再審請求でし 資料がない」は通用しません。 しかし、小野さんに関 心しては

事による横浜事件総体の虚構を暴 この第4次請求です。 佐藤博史弁護士らも加わり、 くとともに、治安維持法の乱用実 な論理構成で挑戦してい ▼そこで、再審事件のベテラン・ 第4次では、特高警察と思想検 るの 新た

弁護士の解説をご覧ください の問題については、上の横山 の中心となる「泊事件」と治維法 態の告発をもめざしています。 I裕之 そ

救援」

を行ったと認定してい

ま

挙された後の家族に対する20円の

論文の掲載」

及び「細川氏が検

す。

▼ 「結 社」 はすでになかった

1

針に基づき、「雑誌『改造』への細 再建準備会」なる秘密グループが 川グループ」という「日本共産党 楼でいわゆる「泊会議」 結決定を見ると、犯罪事実として 組織されたと認定しています。 して、このグループの決定した方 九四二年七月に紋座旅館と三笑 方、 細川嘉六氏を中心とする「細 小 野さんに 対する予審 が開催さ そ 終

はずです。
しかし、一九四二年時点で、治と10条を適用することはできないたる日本共産党が存在していなかったことは明白です。
と10条を適用することはできたる日本共産党が存在している「結社」が存在している「結社」が存在している「結社」がおい以上、本来治安維持法が想定している「結社」と10条を適用することはできない。

◆拡大解釈と拷問

当時

の特高警察が

小

野

本共 された日本共産党の「党再建準備 為」であるとされたのです。 であるため「結社の目的遂 会」の決定に基づく再建準備行為 の行為は「泊会議」において組織 をします。そして、小野さんたち 行行為」であるとして、拡大解釈 ていないのにかかわらず、 再建準備行為」も「結社の目 ところが予審終結決定では、 (産党という 「結社」 が存在 その 行行 的遂 日

正の拡大解釈自体も問題です この拡大解釈自体も問題です ための「目的遂行行為」自体も認 定できないことになります。そし 定できないことになります。そし 定できないことになります。そし 定できないことになります。そし には、実際に党再建準備会が組織 には、実際に党再建準備会が組織 には、実際に党再建準備会が組織 には、実際に党の再建準備行

> うかがえます。「党再建準備会」で 議の内容を供述し、 により小野さんたちが架空の泊会 ない限り、 ある架空の の供述を引き出そうとした動機も とも容易に想像がつきます。 審終結決定の際に証拠とされ なるからなのです。 さんたちに凄惨な拷問 党再建進 -備会」である 治安維持法に問えなく 「泊会議」をねつ造し そして、 その供述が予 泊 を加えて 会議 拷問

削除された「泊会議」

すっぽりと削除されており「泊会 と認定しているのです。 本共産党の目的遂行行為」 川家族の救援」という行為を 係なく、「細川論文の掲載」と「細 議」を犯罪事実としては認定して ている「泊会議」 を見ると、予審終結決定で認定し ません。 ところが、 そして、 小野さんの の部分が完全に 泊会議とは関 確 である 定判決 日日

> 載がありません。これはどのよう に理解すべきなのでしょうか かし確定判決には 条の適用はできないはずです。 ことになり、 できなければ、 本共産党の 目的遂行行為」 再建準備行為」 治安維持法1条と10 「結社」 も認定できな 「泊会議」 0) が認定 ため L 記

◆「義務」 を放棄した裁判所

年当時 たが、 実を認定する権限と義務を有して わりなく、 結決定に掲げられた犯罪事実に関 することが裁判所の 用しており、「実体的真実」を発見 で裁判を開くことになっていまし 予審を開いて捜査を行い、その上 した。この旧法の手続では、 く旧刑事訴訟法が適用されて れていました。 たのです。 横浜事件が審理された一九四 裁判では「職権主義」 は、 現行刑事 裁判所が ですから、 事訴訟法では 職権で犯罪 「義務」とさ 予審終 」を採 先ず ま な $\pm i$

ところが、確定判決では、予審

前述したように、

そもそも

日

終結決定で犯罪事実として認定さ

いて、 針の決定という核心的な部分につ 再建準備会」の結成および運動方 ていた「泊会議」における「党 何ら触れていません。

す。これはどういう意味を持つの でしょう。 いう事実を認定しなかったので された方針に基づくものであると ていながら、それが泊会議で決定 の救援」という犯罪事実を認定し 細川論文の掲載」と「細川家族

否 定 t n た 強 制 供 述

推測できます。 る「供述」であったことは容易に が小野さんたちの捜査段階におけ の予審終結決定の根拠となったの 定されたと認定されています。こ 論文の掲載や細川家族の救援が決 組織され、その方針に従って細川 存在し、そこで「党再建準備会」が 予審終結決定では 「泊会議 が

会議を認定していないのです。 いし、確定判決では、この泊

> ないのです。 ないと判断したからこそ、泊会議 野さんたちの「供述」が信用でき か。 の存在も否定したとしか考えられ な認定をした理由はなぜでしょう ていた当時の裁判所が、このよう 「実体的真実」発見の義務を負っ まさに「泊会議」に関する小

他にないのです。 に「無罪」の判断をしたと解する して挙げられていた「泊会議」に は、予審終結決定では犯罪事実と ちの「供述」の信用性を否定して ついて、確定判決において一部的 「泊会議」の存在を否定したこと そして、確定判決が小野さんた

論 拠 ح മ 崩壊

と「党再建準備会」は、いつどこ 判決自体の「論理」も矛盾してく で組織されたのでしょうか。そし ると言わざるを得ません。 を認定していませんが、そうなる このように考えてくると、 確定判決では「泊会議」の存在 確定

> たことになるのでしょうか。 て運動方針はいつどこで決定され

いません。 が存在したという認定もなされて ほかに「党再建準備会」なるもの 議の存在を認定していませんし、 確定判決の事実認定では、 泊

さんに治安維持法を適用する根拠 なるはずですし、その結果、 行行為」自体が存在しないことに も存在しなくなるはずです。 そうであれば、 「結社の目 小野 [的遂

りません。 が認定されなかったことにとどま いることは、単に犯罪事実の一部 「泊会議」が認定事実から欠けて 小野さんの確定判決において、

るのです。 ことにほかならないのであり、そ 定判決の「論拠」自体が崩壊する のことを確定判決自身が認めてい 小野さんに有罪判決を宣告した確 それは、治安維持法に基づい 7

☆お願 ソコンがありましたら、 していただけないでしょうか。 Į١ ご不要の ートパ カンパ

支援する会・事務局より

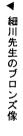
細川嘉六先生のブロンズ像の 彫 刻家

常雄 先生を訪ねて

には私が生まれ を覚えました。 さんと訪問しました。 さんの発案で西先生のお宅を金田 実は当初この発案にはとまどい 支援する会事務局の金田 というのは、 て100日という 先生

先日、

私的な事に思いがつながって、す 時、 る気持ちにはなれませんでした。 んでの母の苦労の年月へと極めて 死から古く狭いアパートへ移り住 外への移転、そこでの突然の父の 何と言うか自分の生家を思い出す ぐ横浜事件として先生をお訪ねす でふくろうを描いて頂いたりと、 V) たり、兄も又画用紙にクレヨン それは、その後の我が家の郊





赤ん坊の時にデッサンを描いて頂

告を継ぐに至ったというのが本当 数年かけて事件について学び、原 強する姿を傍らで見る事で私も十 件のことを母から聞いたのは15歳 のところなのです。 を集約していき、真相解明の為勉 で、母は自らの原点へとその 審裁判請求の原告に加わった事 子供を育て上げた後、 位でしたし、1986年母が私達 出 「の中に横浜事件は存在せず、 父存命中の私が9歳までの思 横浜事件再 **精神** 事

動をして治安維持法で捕まったこ 中 東西出版で会い、何の記念であっ 兄の健人の紹介で会ったこと、 地にいらした事、父康人とは父の と、横浜事件の時は兵隊で中国奥 先生には当時健人のやってい で、先生ご自身、美大時代に運 西先生に今回お聞きしたお話 0

> 方が出来が良かった)新聞記事に で石膏の段階で盗難に遭い に行った事、一つ目の像が鋳物屋 なった事等いろいろうかがいまし たかブロンズ像を制作することと 細川 先生の自宅にデッサン (その

斎

藤

信

子

健人の像もあって驚きました。 正造、牧水などのブロンズに混じ た。そこには武者小路実篤、 エに私達を案内してくださいまし 帰り際に先生は隣接したアトリ 私は写真でしか知らない伯父 田中

すうち、私もやっと自分の原風景 じ過酷な時代を越えられたのだと 堵を覚え、西先生も又、父母と同 やかなたたずまいの中で時を過ご を超えられた先生のお住まい り、芸術家として青年のまま90歳 は愛犬の思い出話をうかがっ いう感慨を覚えました。 の中の先生と再会出来たような安 屈託のない可愛らしい奥様から 0 た 穏

小 野 貞 著 『谷間の時代・一つの青春』

一信義に生きた青春

支援する会・事務局 片 岡 修

念に燃えた生き方、 でした。……ただあの人たちの信 共産主義とはいかなる思想である 私は理解も把握もしてません 行動に感激

「警察で聞かれた時もそうでした。

自分の分を守っただけでした」 人として加わり、 (本書九五ページ)。 横浜事件の再審請求に原告の 非合法を知った上で参加 そのお人柄から Ų



▲若い日の小野貞さん

ことを自らの体験として語ること 目されてよいものです。 とに貴重なものであり、 から、自らの体験として語り明か と呼ばれた任務に関することです 役割としての「ハウスキー もれてきた非合法活動下の女性の たるや、これまで歴史の暗部に埋 くなっています。しかもその体験 のできる人は、もうほとんどいな 和初期の非合法活動です。当時 描かれている体験の中心は、 歴史の証言としてまこ 大いに注 パし 昭 Ò

再審の一日も早い実現を心待ちし 原告団の中心的な役割をにない、 青春時代の体験を手記に遺されて 語り明かすことのなかった、 た小野貞さんが、それまで誰にも ながら、九五年六月に亡くなられ 若き

このほど娘の斎藤信子さんに

読まれてほしい本です。 されました。一人でも多くの人に 解題が付されて、高文研から刊行 よって清書され、 ・貴重な歴史の証言 梅田正己さんの

援助・協力の申し出でした。

る人々への尊敬からくる運動

へ の

知り合った、社会変革に献身にす 校への就職でした。そしてそこで 手探りの一歩をあゆみはじめま

それが上京と、タイピスト学

むきに生きました。 若い女性として小野貞さんはひた だった「暗い谷間の時代 ことを含めた時代状況の閉塞から 格した高等女学校を終えた小野さ 足早く抜け出そうと、 日 本が思想と良心の牢 旧来の家族や地域性という 村から一人合 自立への 獄国 一人の

まり、 れません。 者の秀でた感性、 様子が細部に行き届いたみずみず り、潔癖な自己を守り通したその ます)与えられた任務を忠実にこ かけて(現に小野さんは特高に捕 さに驚嘆させられるとともに、著 しい筆致で描かれ、 なします。誠意をつくした献身ぶ 私生活の平安を投げ打ち、 拷問による取り調べを受け 感動を覚えずに入ら 誠実な人柄が伝 命を

ています。あることを確信させる作品になったしまいますが、真実の告白でれてしまいますが、真実の告白であることを確信させる作品になったしまいますが、真実の告白であたかも小説を読むようなス

◆全体の構成は

▼プロローグ 筋立てを簡単に紹介すると-----

▼故郷の日々――宮城県西北部の▼故郷の日々――宮城県西北部の

文献の学習会へ参加。
たエスペラント語やマルクス主義にさそわれて築地小劇場通い。ま養成学校を出ての会社勤め。仲間

▼実践へ――友人の手引きで実践 ▼実践へ――友人の手引きで実践 でける人たちの姿に心打たれ、そ で戦列に連なりたいとの熱い思 の戦列に連なりたいとの熱い思 の戦列に連なりたいとの熱い思

ページ。本体一二〇〇円)

(高文研発行。四六判上製・一

四〇

▼逃亡――特高の張り込み、尾

▼虜囚――連目の厳しい取り調べでのいきさつ。

▼かんこ花――東京から出迎えの▼帰郷―――肩身のせまい日々。▼建馬灯―――釈放と父の出迎え。▼超騒―――拘置所生活。

▼瓢箪から駒―信頼する人との生

▼エピローグ

活のスタート。

読を勧めてください。
ち、またご友人に話してみて、一ち、またご友人に話してみて、一てほしいと思います。読まれたが、一人でも多くの人に手にとっが、一人で本書の紹介を終えます

■この本は支援する会・事務局で しみで一二六○円ですが、会員の 皆さんに限り、税抜き・送料込み ではのでお頒ちいたします。 に関する会・事務局で

会員の皆さんより

カンパを寄せられた方々

道夫 男吉 げの 田誠 誠 誠 \mathbb{H} 1月> 巳 へ 12 月 > 和言 佐川隆彦 深代典子 △4月∨ <2月> 千葉良信 平館道子 原満三寿 窪田宏 木口和夫 酒井広 小森修 熊谷浩 小谷智樹 天野あぐり 橘祐典 実方義雄 佐々木陽子 上館良継 辻嶋佳宏 横浜ペンクラ 横山新へ 若林し 近藤正 鈴木三 永田 永田 大槻 高

会員の皆様の声

ら声援を送ります。

若林しげの

○ニュースを読みました。おめで し、これからの裁判の厳しい道の りを考えると喜んでもいられない りを考えると喜んでもいられない とは思いますが、やはり多くの人 とは思いますが、やはり多くの人 とは思いますが、やはり多くの人 とは思いますが、やはり多くの人 とは思いまで踏み込んだことは極 る失効にまで踏み込んだことは極 る失効にまで踏み込んだことは極

ます。 三渡章高進めていくことが大変重要と思いも関連付けて、幅広いたたかいを保護法案や有事立法の成立阻止と保護法案の有事立法の成立阻止とに、現在国会で審議中の個人情報

 ○戦争を風化させるな! 遺児よ ○長い長い闘いそしてそれを支援 していらっしゃる皆様本当にご苦 労様です。文中に再び「治安維持 法の時代が近づいた今」とござい ますが正にその通りだと思いま す。共に頑張らなければと心引き す。共に頑張らなければと心引き

・訳なく思っていますが、社会教育 一会費送金だけのお手伝いで申し 一会費送金だけのお手伝いで申し で)とりあげています。島田修一 が)とりあげています。島田修一 が)とりあげています。島田修一 が)とりあげています。島田修一 が)とりあげています。島田修一 が)とりあげています。島田修一 ですませる。自の長い活動に敬意を表しま です。

に基づく判決は取り消されるべき

横浜事件の「真実」を解明する.

- ◆ビデオ上映(約40分) 『証言・横浜事件
 - 一特高警察は何をやったか』
- ◆講演と弁護団報告

ち

- ●7月4日(金)午後6時~8時半
- ●会場:岩波セミナールーム(東京・神保町)

第4次再審の実現をめざし、上記のように集会を 開きます。皆様の御参加お待ちします。詳細が決 まり次第、改めてご案内いたします。

> る会を知ったので賛同 ○小野貞さんの本を読 せてもらいます。 会費とカンパ 己します。 み、 近藤正巳 支援す

小谷智樹

から支援の輪に加わらせて頂きま せ致します。 のことを知りました。 浜事件・妻と妹の手記』を読 でよいか不安ですので問い 再 審 l決定よかったですね。『 ささやかですがこれ まだこの 廣史 · 合わ 住 숲 横

〇再審決定、 (ます。 取る最後 頑張ってください。 ٧V よいよこれからですね。 の勝利を確 心から喜 無罪 んで 信してお かを勝ち Ш 田 V ま

だとする声明を出 更なる拡がりと、 ることを祈っていま を読みました。 し訳 含めて送金さ 確か なく思っ い年に運 な \mathcal{O} 実方義雄 前 新 てい 聞 事務局

○ 何

もできず申

す。 す。 を交えて記者会見を行う予定 人の 談がありま ☆五月二十日に判事と弁 小野新 その結果は次号で紹 ず。 一さんと斎藤信 面談の後、 擭 介 申 子さん 団 L 立 Ø) ま で て 面

まし ☆二月末に西常雄先生をお た。 私が西先生をお訪 の 思い を感じた 旭 並々 町 へならぬ. で観たブ か ねし 訪 5 細 ね JII \Box た l

- 入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-6 松村ビル 横浜事件を支援する会

tel/fax 03-3291-8266

経

緯

関わ

'n

また横り たの

浜事件当時又は

氏より聞

かれたこと

製さ

れ

か

細

痈

三嘉六氏

〈年会費〉個人:2000円、団体:5000円

- ●郵便振替 00130-7-150641
- ●銀行振込 みずほ銀行九段支店 普通預金口座 1478864「横浜事件再審裁判を 支援する会

V \mathcal{O} う言葉でした。そして結びの言葉 身)ということや、二度にわたる のために卒業した(父上は美大出 学校を信じてはいないが、親孝行 をし三年の停学を受けた先生は、 留生活。 細川先生を尊敬している」と けませんね。 は必ず決着をつけてくれない おありかどうか等、 学校にセクトを作ろうと運 奥様と共に 敗戦と共に一年あまりの抑 印象的 最も印象的だったのは、 だったのは 裁判として決着 「横浜事件という お聞 美大 きし ま ملح V

思います。 新をよろしくお願 各紙に大きく取扱われ、 んでいます。 ☆第三次の地裁決定は、 つなげて早くよい せていただきました。 更新をまだお済みでない 筒の名前の下に会費切 この勢いを第四次に がい致し 決定を得たいと どうか 反響を呼 じます。 マスコミ 方 と書 は 更

で作 嘉六氏 ンズ像に製作者の いと思ったのは、 ロンズ像が、 どの いようなに